地区防災計画例

横浜市 TD〇〇地区防災計画 (仮想・研修教材)

例示 防災士 鷲山龍太郎 HP:未来防災 mirai-bousai.net

- ○この資料は2021年7月に<u>横浜市常盤台コミュニティハウス</u>において開催された「常盤台防 災学2021自治会・マンション・学生等防災力向上講座」において、受講者のみなさんに、「地 区防災計画」の項目、内容、想定等を例示するための配布したものです。
- ○実際の「地区防災計画」を作成していくために、ハザードマップ、区の防災マップ等を参考に、 地区の避難所等具体的な防災計画を作成していただければと願います。



よこはま地震防災市民憲章

~ 私たちの命は私たちで守る ~

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。 大地震は必ずやってきます。 その時、行政からの支援はすぐには届きません。 私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を

乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日か もしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうかと。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいる ことも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越 えられる。 だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を 守り、困難を 乗りえるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させては ならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

平成 25 年 3 月 11 日制

よこはま地震防災市民憲章[行動指針]

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっとき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら 高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

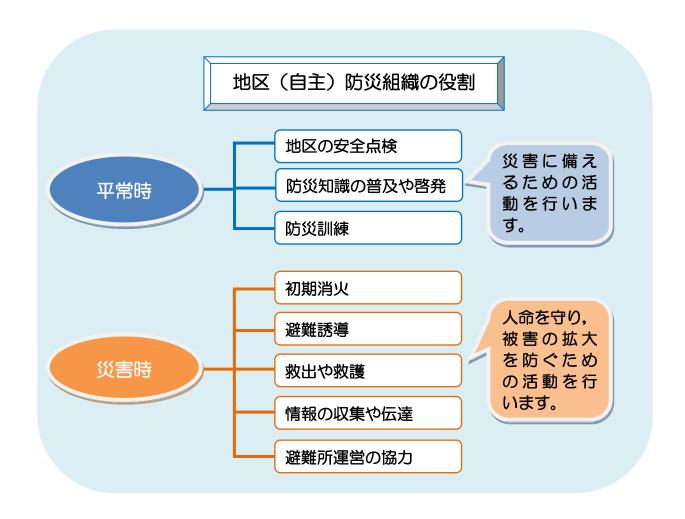
目次

1	基本方針(地区防災の基本的な考え方)	1
2	計画名称・対象地区と策定主体	2
	(1)計画名称	2
	(2)対象地区	2
	(3)策定主体	2
3	地区の特性と予想される災害	3
	(1) 地区の特性 クが定義されっ	ていません。
	(2)予想される災害 エラー! ブックマークが定義されっ	ていません。
4	· 活動内容	8
	(1)平常時の取組	8
	(2)災害時の取組	12
	(3)避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援	12
5	地区の防災対策(具体的な対策)	15
	(1)防災体制	15
	(2)活動体制	18
	(3)地区の連絡網か定義されっ	ていません。
	(4)防災関連施設	18
	(5)防災資機材等	20
	(6)地域版防災マップ	21
	(7)地区防災訓練の実施	22
	(8)資機材, 器具等の点検	22
	(9)避難行動要支援者(災害時要援護者)への支援体制の整備	23

1 基本方針(地区防災の基本的な考え方)

本地区防災計画は、災害対策基本法、横浜市震災対策基本条例、横浜市まちづくり条例、横浜市地震防災市民憲章等に基づき、地域の自助力、共助力、公助との連携力の向上を目指す。

このために、地域の多様な組織等が連携し、平常時から住民等各層への防災教育と啓発による備えの充実を図るとともに、災害時において住民の生命と財産の被害を最小に留めるために最善の対策を実行できることを目指す。



2 計画名称・対象地区と策定主体

(1)計画名称

横浜市常磐台地区防災計画

(2)対象地区

「常磐台地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

OO町 OO町	1丁目	〇〇番地 〇〇番地
〇〇町	2丁目	〇〇番地

[※]対象地区は別添図(防災マップ)参照。

(3)策定主体

「〇〇地区防災計画」は次表の団体により組織する「〇〇地区防災委員会」が主体となって定めます。

団体名称	所在	住民等数
〇〇自治会	横浜市・・・	
〇〇自治会	横浜市・・・	
〇〇管理組合	横浜市・・・	
〇〇自主防災会	横浜市・・・	
〇〇商店会	横浜市・・・	
〇〇農会	横浜市・・・	
〇〇株式会社	横浜市・・・	

(4)地域の連携機関

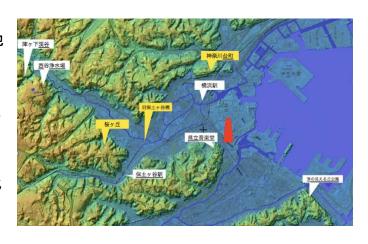
3 地区の特性と予想される災害

- 1 地質・地形の特質
- (1) 台地と丘陵、侵食した谷を主とする地形

本地域は、保土ケ谷区の帷子川、北側の 台地及び一部丘陵を主とした地形である。 横浜国立大学を擁した住宅街である。

(2) 関東ローム層

平坦で透水性のよい保土ヶ谷礫層が陸化して以来、富士山の火山灰を主体とする関東ローム層が10m~20m堆積している。



(3) 侵食による渓谷地形

平坦面を主とするが、侵食による谷地形が多く刻まれている。それは、浸食作用が現在進行形であることを物語っており、土砂災害のリスクは該当する地域には警戒すべきものである。

2 災害履歴とリスク

(1) 地震

直下にフィリピン海プレートが潜り込んでおり、 海溝型地震である関東地震の直上にあることから、元禄型関東地震が最大リスクとされる。横浜市のハザードマップによれば、元禄型関東地震による本地域の震度は6強とされる。伊勢原断層帯、三浦半島断層帯、立川断層帯、その他未知の断層による震度6に達する地震の発生は、大正関東地震から100年近くを経ていることから、時間の経過とともに、そのリスクは高まっている。

(2) 地質からの震度増幅のリスク

本地域は上総層群下末吉層の上に堆積した分厚い関東ローム層を特徴とする。関東ローム層は沖積層に比較して N値は高いが、5を超えないので、研究によれば、一定の震度増幅が予想

される。熊本地震における益城町の被害では、火山





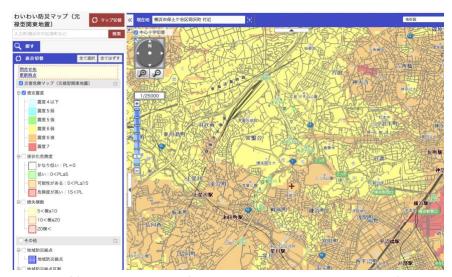
横浜国大付近の工事現場に現れた地層

灰層が10m~20mの地域で家屋の倒壊が多かった。火山灰層の震度増幅可能性に

ついては調査研究がされている。横浜市のハザードマップでも、この地域の震度増幅は大きく表現されている。

(3) 家屋の倒壊

1981年の新耐震基準以前の建物については、倒壊のリスクもあるので、地域を挙げての耐震診断、耐震補強、建て替え、事前に耐震性の高い建物への住替えなどが強く推奨される。新耐震基準の建物でも、2000年耐震基準以前の建物は地質による震度増幅によっては倒壊、半壊



することがあるので、耐震診断、耐震補強、建て替え、高齢者の住替えへの働きかけが 推奨される。

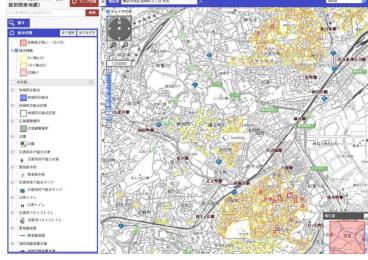
(4) ブロック塀等のリスク

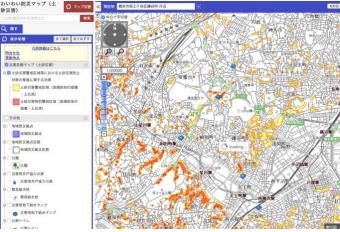
大阪北部地震の死者は4人とされ、二人はブロック塀の倒壊で下敷きになった小学生と80代の高齢者であった。地域を挙げての危険なブロック塀や崖地、固定の脆弱な自動販売機、看板、エアコン等のチェックや、所有者を支援し、行政と連携した危険物の撤去が推奨される。

(5) 地震火災のリスク 防火構造(壁面・網ガラス等)のない建 物が隣接していれば、強風下で火災延 焼のリスクはあるの。「自動車がすれ違 えない幅の道路」は火災が延焼していく可 能性があるので、地域を挙げての危険地 域の認識と初期消火対策が推奨される。

- (6) 洪水・津波リスク 高度がある地域を主とするので、洪水等 のリスクは低いが、小さな谷地形では、大 雨による流水の警戒は必要である。
- (7) 土砂災害リスク 帷子川・今井川による侵食、縄文時代等

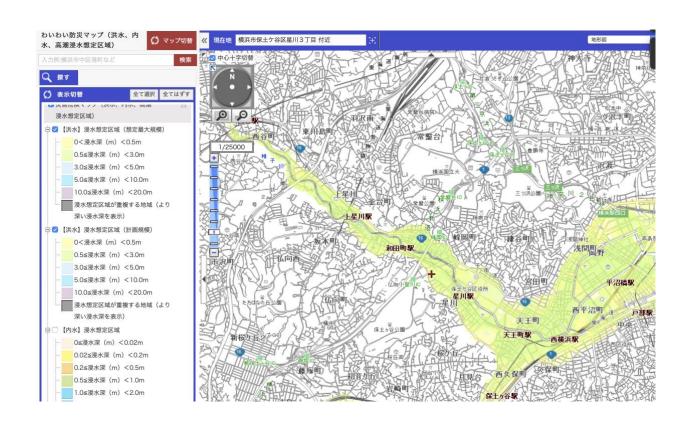
の海食崖であった切り立った





地形、台地を刻む小河川(ほとんど暗渠になっている)を中心とした流水の作用が起きれば、土砂災害となるリスクが高い地区が多い。大雨による土砂災害のリスクが予想された場合には、該当する世帯は、自発的にマイタイムラインに基づいて、知人宅やホテル等への避難が必要である。また、要援護世帯は事前にケアマネージャーとも相談して避難先を決めておくことなども必要である。

引用:横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」(土砂災害)



引用:横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」(洪水、内水、高潮浸水区域)

避難場所 住民の防災行動

観点	避難場所の種 類	避難する場所	避難所の目的	備考	
地震	我が家の いっとき避難 場所	自宅から各階共 用廊下	一時的に安全を確保したり、安否確認をしたりする。		
	大火災時避難 場所	横浜国立大学	火災の危険がある ときに一時的に避 難		
	地域防災拠点 (指定避難所)	TD 小学校	家に被害があり、 住めなくなった人が 生活する場所		
	福祉避難所		一般の避難所で対 応が難しい、援護 が必要な避難者の 収容。		
	延焼遮断帯 道幅の広い道 路、鉄筋ビル 群、線路、川、 緑地帯など	横浜国立大学 国道16号線 帷子川	火災の延焼があり、広域避難場所までの間が火災になっていた場合、遠かった場合に火災延焼が広がらない		
	休夕		エリアの外で身を守ることを考える。		
洪水 土 砂 災害	土砂災害避難 場所 (指定緊急避 難場所)		浸水が想定されているので、避難が必要な場合マイタイムラインで避難開始	高齢者、障害のあるは「レベル3」から避動	
	自分で考える 洪水時避難場 所	親戚、友人等宅		まずは命を守ること のできる高い場所 を数カ所決めておく。	
自宅	在宅被災生活	堅牢なマンション ざしましょう。	自宅で被災生活をめ	家の耐震性が高く、家具固定がされ、浸水リスクがなく、備蓄があれば、我が家こそ最善の避難場所です。	マンションの建物被害が大きい場合は避難になる。

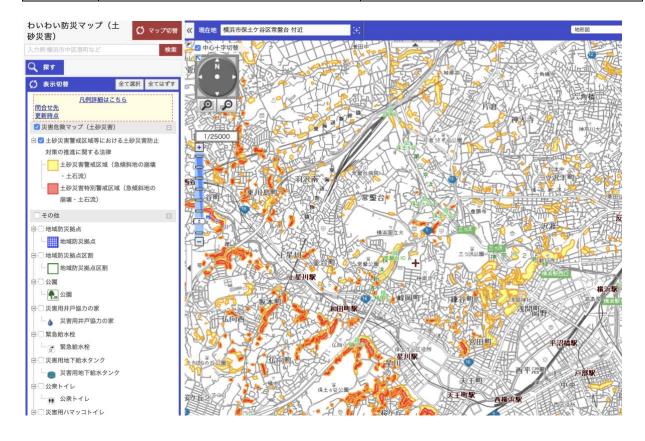
4洪水予報と避難行動(洪水想定域)

水位	洪水予報の種 類	水位の見込み	判断の段階	我が家の行動
レベル5	氾濫発生情報	氾濫の発生	氾濫水への警戒	
レベル4	氾濫危険情報	氾濫危険水位(4)到 達	いつ氾濫してもおかしく ない状態(避難勧告 相当)	

			避難等の氾濫発生に	
			対する対応を求める段	
			階	
レベル3	氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危	避難準備などの氾濫	
		険水位に到達、危険	発生に対する警戒を求	
		判断水位(3)に到達	める段階	
		しさらに水位情報が	(避難準備 ・ 高齢者等	
		見込まれる	避難開始 相当)	
レベル2	氾濫注意情報	氾濫注意水位(2)に	氾濫の発生に対する	情報収集
		到達、さらに水位情	注意を求める段階	停電・トイレダウン対策
		報が見込まれる。		

5 土砂災害(想定エリアにある場合)

局面	あなたの行動(例)	備考・東部連合自治会災害対策本部の対応
		(例)
土砂災害	該当地域の世帯は、親戚、友人など	警戒レベル()で、土砂災害に対応した避
警戒情報	安全に、密の避けられる避難先を複数探	難所()を行政と連携して開設支援。
	して早めの避難等を考えましょう。	自治会独自に()を開設。
	自治会、ケアマネージャーと相談して、土	要援護者に避難呼びかけ、避難支援。
	砂災害警戒情報時の行動について、「タイ	(事前に要援護者の個別避難支援計画を策
	ムライン」を作成しましょう。	定)



引用:横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」(土砂災害)

4 活動内容

(1)平常時の取組

災害で被害を受けない事前の対策の普及を第一に、いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。(別表1)

(別表1)住民への自助力向上のための啓発事項

毎年の安否確認訓練のときに、訓練に参集していただいた皆さんに、班のリーダーが説明します。

します。		
局面	あなたの行動(例)	備考・自治会災害対策部本部から
事前	・1981年以前の建物は、耐震診断、耐震補強工事をしましょう。 ・1981年以降の新耐震基準の建物でも、壁量が少ないなど、耐震性に不安があれば、耐震診断、耐震神経を検討しましょう。・背の高い家具、重いテレビ等を固定しましょう。あるいは不要な家具は「断捨離」しましょう。・食器棚から食器が変がされているものが多く販売されています。)・水は、するもの食器棚は対策がされているものが多く販売されています。)・水は、10日以上、避難所に並ばなくで、循環構蓄しまりに、多めに備蓄し、がります。トイレパ等をネット等で購入し備蓄しておきましょう。・家族がそれぞれ、このでいるときの行動を決めて、話し合っておきましょう。・	・古い建物への耐震診断、耐震補強を繰り返し呼びかけます。 ア 1981年より前に建てられた家は、「旧耐震基準」による建築です。震災時に倒壊するです。 また、耐震診断、耐震リフォームには行政からかなりの補助が出ます。 ご自身での申請などが難しい場合には、自治会も行政と連絡するなど助けますので、ご相談ください。 ・児童の通学路等にある、危険なブロックェックのます。ので、協力ください。 ・児童の通学路等にある、危険なブロックのの事が、所有者の皆様は、児童、通行のので、協力ください。 ・大阪北部地震は震度6弱の地震でしたが、朝8時頃ということもあり、9歳の小学生の女子と、80代の高齢の方がブロックの塀が加ます。と、80代の高齢の方がブロックの場合と、80代の高齢の方がブロックの場合と、80代の高齢の方がブロックの場合と、80代の高齢の方がブロックの場合と、80代の方がブロックの場合と、1、80代の対応は自治会が検討して掲示物やよいます。とは避けたいと思います。と、80代の対応は自治会が検討して掲示物やよいまでは、8世代の対応は自治会が検討して掲示物で、1、2世代の対応は重要しますが、1、2世代の対応は重要しますが、1、2世別が無事でも、3、3、3、3、4、4、4、4、5、5、5、5、5、5、6、5、6、5、6、5、6、6、6、6

		す。感染症リスクも高くなります。
地 震	・緊急地震速報を聞いたり、小刻みな地震(初	・物が倒れてこない、落ちてこない「安全ゾーン」
発生	期微動)を感じたりしたら、部屋の安全な場	を家の中に作り、そこに移動するように日頃か
	所に移動する習慣をつけましょ う 。	ら訓練しましょう。
地 震	・台所で火を使っていたら、無理に消そうとせ	・ガスは震度を感知したマイコンメーターで自動
に伴う	ず、台所からすぐに脱出しましょう。	的に止まります。揺れが収まってから火の始末
火災	・火災が広がったら、まず、スプレー式消火器	を。
	などで消火に努めるとともに、玄関を開け	・火災が発生したら、停電でも一定時間は火災
	「火事だ!」と大声で伝えましょう。	警報器が作動します。
	・火災を知ったら、安全を確認しながら消火活	・近隣の火災を知ったら、安全を確保しながら消
	動をしましょう。道路には強力な強化液消火	火活動をしましょう。また、119番通報、近隣の
	器があります。位置と使用方法の確認を。	人に避難を呼びかけましょう。
		(救出・消火班にご協力ください。)

イ 地区の安全点検と耐震化・家具固定・危険なブロック塀等除去等の推進 防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上 問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に活躍します。地区で防災資機材を整備し、日頃の 点検や使い方を確認します。

工 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

オ防災まちづくり協議会の開催

本計画を策定する。

開催期日

主催

自助	ΓÉ	助」防災の目標	1 いかなる災害でも家族が全員無事であるための物質管 2 避難所に行かない。家族が自立した防災意識、防災力育成。
	領域	項目	目標・理念
		耐震化	震度7でも全半壊せず住み続けれれる家に住む。2000年耐震以前の 家は耐震診断の余地。
	事前 減災	家具固定	背の高い家具、重量のある家電等、危険な調度品等の固定がされている。または断舎離して部屋に重量物を置かない。
		食器棚ガラス保	食器が飛び出さない対策。ガラスが割れない工夫。安全な食器棚への買

	護・食器飛び出し 対策	い替え。キッチンリフォーム。
	出火予防	感震ブレーカー等検討。電気ストーブ等の安全な器具への買い替え。家 具固定が断線予防で出火予防に。
	家庭火災報知器	火災報知器で早期対応。近隣に出火を気づいてもらえる可能性。(屋外 鳴動は課題)
	家族の安否確認方 法確立	災害時伝言ダイヤルのテスト。
	外出家族の安全と 帰宅	子どもの引取、都心での職場待機等の理解。
	離れて暮らす家族 (親・大学生等)の 安全確保	耐震性のある建物に住むようにさせる。事前疎開。部屋の整理、断捨離。家具固定。出火防止対策(IH 化・暖房器具安全化)
	離れて暮らす家族 とのリモート安否 確認確立	リモート通話システム等の導入。
	家族の高齢者・障 害者・要看護者の 対応	必要な物資、サービスの確保
	ケアマネージャー 等と連携	「個別の避難計画」ルール化推進を。災害で家に住めなくなったときの特別避難場所等の事前相談から。
	ペットの安全確保	ケージの準備。ケージに入ることが好きになる訓練。
	大切な家財の保護	壊れると悲しいものは固定や保護をしておく。
	地震家庭内避難訓練	緊急地震速報・P波で安全ゾーンへ例外な〈移動する訓練
家庭内防	火災家庭内防火訓 練	初期消火・通報(叫ぶ・119番)避難(誘導)
災訓練	災害時伝言ダイヤ ル171等安否確 認訓練	毎月1日15日、正月三が日、9月防災週間171に電話をかけて練習することができる。
	家庭内停電対応訓	LED ライト、携帯電話を地震でも飛ばない定位置に置き、真っ暗な中で、

	練	明かりをとって行動できるようにする。
	家庭内予備電源自 立訓練	電源装置、太陽光発電等で、最低限携帯電話の充電ができる装備を。
	家庭内非常時トイ レ使用訓練	非常用トイレセットを一度は使ってみる。
	家庭内ポリ袋調理 訓練	ポリ袋(高密度ポリエチレン袋推奨)で、ご飯、カレー、パンケーキ等を作ってみる。
	主食等のローリングストック	米、パックご飯、乾麺、ラーメン等を一定量入る場所に置き、少なくなる前 に古いものから使っていく。
	水のローリングスト ック	ミネラルウォーター、お茶等を定期的に購入するなどで一定量がいつも あるようにストックする。
	非常用トイレのストック	非常用トイレセットをネット、DIY ショップ等で相当量購入して備蓄。
	乳幼児・高齢者・要 看護者の必要物資 のローリングストッ ク	ミルク、おむつ、衛生用品等を一定量いつもストックするように買い足す。
,,,,,,	ペットフード等のロ ーリングストック	ペットフード、トイレシーツ等もローリングストック。
備蓄	カセットコンロ・ガス ボンベローリング ストック	冬の鍋は IH でなく、ガスコンロを使用。ガズボンベを一定量ローリングストック。ライフラインダウン時も温かいものが食べられる。
	長期停電対策·電 源確保	100Vで充電でき、家電に使えるバッテリーも一般的になった。日常的に活用してみる。太陽光パネルがセットになっているものもあり、夏季は相当充電できる。携帯等の充電は自立できる。充電可能乾電池に充電で、 LED ランタン等も長期使用可能。
	LED ランタン等夜 間照明	長期停電の夜にはランタン型が欲しい。懐中ライトにレジ袋で光散乱も可能。乾電池循環備蓄。
	消火器 スプレー 式+粉末	家庭内の小さな火を消すスプレー消火器と本格的消火器を配置。
	医薬品	必要な応急手当セット、常備薬、医師から処方の薬は切れる前に

(2)災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公 共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被 災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

工 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、市民トリアージを行い、負傷者の応急手当をして、救護所、病院へ搬送します。

才 避難誘導

地区住民を安全な避難場所などへ誘導します。

力 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

災害時の住民行動マニュアル

局面	住民の行動(例)	備考・T自治会災害対策本部の対応(例)
地震後	・ドアを開けて、道路に出て、無事なら、「「白	・横浜震度5強以上の地震を観測したら、「T
の	いタオル」をドアの外側に表示します。	自治会災害対策本部」を集会室に開設して、
安否確	・自分や家族にけが人や家具の下敷き、自力	対応に努めます。
認	脱出困難などが出て、助けが必要なら、外	・ヘルメットを着用した役員が中心となって安
	へ出て、助けを求め、多くの人に伝えましょ	否確認をします。ご協力ください。
	う。	・安否が確認できない世帯のドアには
	・近隣でお互いの安全を確かめ合いましょう。	「」を表示します。
	・家具等の下敷きになったら、安否確認の人	(情報班の情報収集にご協力ください。)
	が来るのを待って、助けを求めましょう。	・室内に助けを求める人がいる場合、玄関、ガ
	・家族、または、近隣の方が負傷したり、救助	ラスを破って救助を試みることがあります。
	が必要だったりしたらトランシーバーを持つ	(人命救助のための破壊は、民事的、刑事的
	役員に知らせてください。	に責任を問われないことになっています。)
	・ドアが開かない、怪我をした、火災が発生し	・住民のみなさんは、「共助」助け合いの精神

	たら、お互い様ですので助け合いましょう。 ※救助・消火のための破壊は法律で認められています。	のもとに、救出救護活動にご協力ください。 ・地域の防災訓練に参加して、救出、救護、初 期消火の知能、技能を身につけましょう。
けがをし たら	 ・震災では、家具の転倒や割れたガラス、食器などによる負傷が出る傾向があります。マンションでは、上階の被害が大きい傾向もあります。 ・自宅で応急手当をするとともに、()を表示して、助けを求めましょう。 ・よりよい医療環境に搬送できる見通しがない場合には無理に動かしません。 	
周辺で大火災が発生したら	災の方向や大きさにより状況も異なるため、	・この地域の木造住宅群は、震災時大火災の 火災延焼が想定されています。 ・広域避難場所「県立保土ケ谷公園一帯」まで は約() か 徒歩()分あります。
防火遮断带	公園など() 集合住宅() などを	自治会としては、 火災延焼を食い止められる、 広い道路() 公園など() 集合住宅()な どをもとに、大火災時の避難誘導について考 えますが、避難は自己責任となります。
余のまで、		 自宅の耐震性が心配で、余震に対して不安場場場合には、地域防災拠点()や、 自治会が用意する()への避難も考えます。
避難所の利用	・この地域の「指定避難所」は 小学校です。 「市営避難所」は家屋が倒壊など して住めなくなった人の避難所です。 ・基本的に在宅被災生活ができるよう、日頃から耐震化、家具固定と備蓄に努めましょう。	・避難所の環境は厳しく、感染症のリスクもあります。 ・家具固定、水、食糧、トイレの備蓄に努めましょう。

「共助」防災の 目標	1 救出が必要な人の迅速な安否確認・救助・救命 (自分と家族が近隣の人に助けてもらえるか) 2 火災延焼等の阻止	「共助」防災の目標
領域	項目	領域
近助	近隣安否確認(してくれる)	近助
	近隣安否確認(こちらがする)	
	近隣の安否確認場所が決めてある	
	大地震後消火用具の提供・共有	
	要援護者への支援	
	要援護者としての支援を受ける	
自治会等整備	自治会等加入	自治会等整備
	隣近所の挨拶・紹介	
	一時避難場所等周知	
	自治会地区防災計画	
	自治会防災マニュアル	
	自治会等災害対策本部設置基準	
	各班へのバール、消火器当配備	

(3)避難行動要支援者(災害時要援護者)等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする人(避難行動要支援者(災害時要援護者))です。こうした避難行動要支援者(災害時要援護者)を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

ア 避難行動要支援者(災害時要援護者)の身になって、防災環境の点検・改善を行 う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の避難行動要支援者(災害時要援護者)に 複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や避難行動要支援者(災害時要援護者)には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者 (災害時要援護者)とのコミュニケーションを図ります。

オ 個別計画の作成

市が取り組んでいる個別計画書の作成に協力します。

5 地区関係諸機関の連携体制

	「公助と連携」防災の目標		1 家に住めなくなった人の救助と生命維持と自主的避難所運営 2 公助(区役所・学校)が最善を尽くすことによる地区防災力の構築
	領域	項目	目標・理念
		学校避難所に行く人の 基準理解	「地震が起きたら学校にみんなで逃げる」という刷り込みをする訓練を していないか?(阪神淡路大震災の失敗)
	避	在宅被災生活を目標とする意識	「自助」をしっかり行い、感染リスクもある劣悪な避難所に行かず、自宅で被災生活をすること防災・減災の第一目標という教育を子どもから高齢者まで徹底する。
公助と	へ の拠点としての理解	「地域防災拠点」は避難してきた人だけのものではなく、在宅被災生活を送る地域のすべての人への物資、情報の拠点という理念で計画されている。	
連携	の住民意	避難者のトリアージ(感 染対策含む)	避難してきた人を収容する人、自宅で生活してもらう人、特別避難場 所等に感染の可能性のある人と区別して案内する基準の共有と訓練 がされている。
	識他の避難施設との連携	補完的避難所、特別避難場所等となる施設と事前に協議して連携ができるようになっている。	
		避難者による避難所運営	阪神淡路大震災では、避難者が自治組織を確立して、自立参画型で 運営した避難所が最もよく運営できた。ルールと組織を定め、主体的 運営ができるように
	住 民	住民と区役所公助と連携	区の避難所担当には、訓練の視察だけでなく、学校と連携して住民と の調整、他施設とのコーディネートを期待する。

と公助の	学校職員の公助支援としての訓練参加体制	学校職員は、「横浜市学校防災計画」に基づく防災組織を確立して、 児童の安全確保と早期授業再開を目指すとともに、避難所が円滑に 開設、運営されるように支援する訓練と地域との打ち合わせができて いる。
携体	避難者規模に応じた学 校施設開放協定	災害と避難者規模に対応した、学校施設の段階的開設
制	学校施設鍵の拠点運営 委管理	市のガイドラインに従って、拠点運営委員が鍵を管理している。
	ゾーニングの事前決定	学校職員と拠点運営委員とで、ゾーニングができており、職員も運営 委も表示を即時に出して、避難者を誘導できるようにしている。
	感染症対策のゾーニン グとトリアージ体制	市の「ポイント」に準拠した感染症対策ゾーニングがされ、訓練ができている。
	ペット対応	市のガイドラインに従って、ペットの保護ができる計画が具体化されている。
児童・	授業参観と防災訓練の 共済	学校の教育課程に位置づけられた授業参観と地域防災拠点訓練が 共済で行われ、児童生徒、保護者が地域防災を学んでいる。
保護者との連携	PTA・おやじの会等の 地域防災参画	現役世代の地域住民である小中学校の保護者層が地域防災に参画して、地域人、防災人材として育っている。
防	学校を拠点とした防災 マニュアルによる教育	学校運営協議会等で共通理解された防災マニュアルが児童生徒、保 護者、広範な地域住民に配布され、共有されている。
災教	学校でのカリキュラム・ マネジメント	新学習指導要領の方針に沿って、学校では SDGs や防災と関連した 横断的、総合的カリキュラムが構築され、マネジメントされている。
育	住民すべてへの一貫した防災教育	災害種に対応した避難場所や、家庭内での自助、近助での共助についての取組が子どもから、高齢者まで教育されている。
包 括 的	地域の自治会等との役 割分担明確化	自治会等は安否確認、救出、消火、避難誘導 防災拠点は、避難者収容、物資・情報の拠点、救出・救護活動、連携 の拠点という役割分担が認識されている。

学区連携	包括的学区防災協議会 の開催	(理念目標)行政、学校、学区の施設、事業所、医療等が、学区防災計画の構築過程で参画して、包括的地区防災計画の中で連携している。
------	-------------------	---

(1)防災体制

組織名称等	地区の状況			
〇〇地区	世帯数: 事業所数:			
	人 口:	従業員数:		
1 〇〇地区防災委	役	:員	電話番号	
員会の体制	会長		Tel	
	副会長		Tel	
	〇〇〇班長		TEL	
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者	
①一時避難場所 (地区指定)	〇〇〇集会所、会 館	Tel	TEL	
②地域防災拠点	〇〇〇小学校	Tel	Tel	
(市指定)	〇〇〇中学校	TEL	TEL	
	000	Tel	TEL	
③避難経路	P.11「(6)地域版防	災マップ」のとおり		
④避難所	〇〇〇小学校	Tel	Tel	
	〇〇〇中学校	Tel	Tel	
3 緊急時の連絡先	連組	洛先	電話番号	
	横浜市役所		Tel524-1111	
	〇〇行政センター		TEL	
	〇〇〇消防署		TEL	
	〇〇病院		TEL	
	〇〇〇警察署(交番))	TEL	
	〇〇〇病院		TEL	
	横浜市上下水道部		Tel 520-4132	
	東京電力(株)横浜支	社	Tel 538-5075	
	東京ガス(株)横浜支	社	Tel 522-5171	
	NTT東日本		Tel 116	
	災害用伝言ダイヤル		Tel 171-1	
	災害用伝言ダイヤル	(再生時)	Tel 171-2	
4 その他特記事項				

(2)活動体制

班編成(例)

が1/元/公(1/37				
班名	担当者 (自治会組織)	平常時の役割	災害時の役割	
総務班 (本部)	〇〇〇〇 (本部·総務担 当·会館担当)	全体調整 関係機関との事前調 整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握	
情報班	〇〇〇〇 (各広報担当)	啓発•広報	公共機関等からの情報収 集・伝達	
消火班	〇〇〇〇 (各環境整備担 当)	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなど による初期消火	
救出•救護班	〇〇〇〇 (各防犯担当)	資機材・器具の整備・ 点検	負傷者の救出・応急手当・ 救護所への搬送	
避難誘導班	〇〇〇〇 (各交通安全担 当)	避難経路の点検	住民の避難誘導	
給食•給水班	OOOO (各青少年担当)	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動	
福祉班	〇〇〇〇 (各福祉担当)	避難行動要支援者(災 害時要援護者)の支援 体制の整備	避難行動要支援者(災害時 要援護者)への支援	

※横浜市自治会組織雛形より

総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、 会館担当等

(4)防災関連施設

ア 医療機関

種別	名称	住所	連絡先
救急指定医療機関	0000	000-0-0	000-000
"	0000	000-0-0	000-000
その他の医療機関	0000	000-0-0	000-000
"	0000	000-0-0	000-000
"	0000	000-0-0	000-000

イ 避難行動要支援者(災害時要援護者)施設

名称	住所	連絡先	備考
0000	000-0-0	000-000	
0000	000-0-0	000-0000	
0000	000-0-0	000-0000	
0000	000-0-0	000-0000	
0000	000-0-0	000-0000	

ウ その他の施設

名称	住所	連絡先	備考
0000	000-0-0	000-0000	
0000	000-0-0	000-0000	
0000	000-0-0	000-0000	
0000	000-0-0	000-0000	
0000	000-0-0	000-0000	

(5)防災資機材等

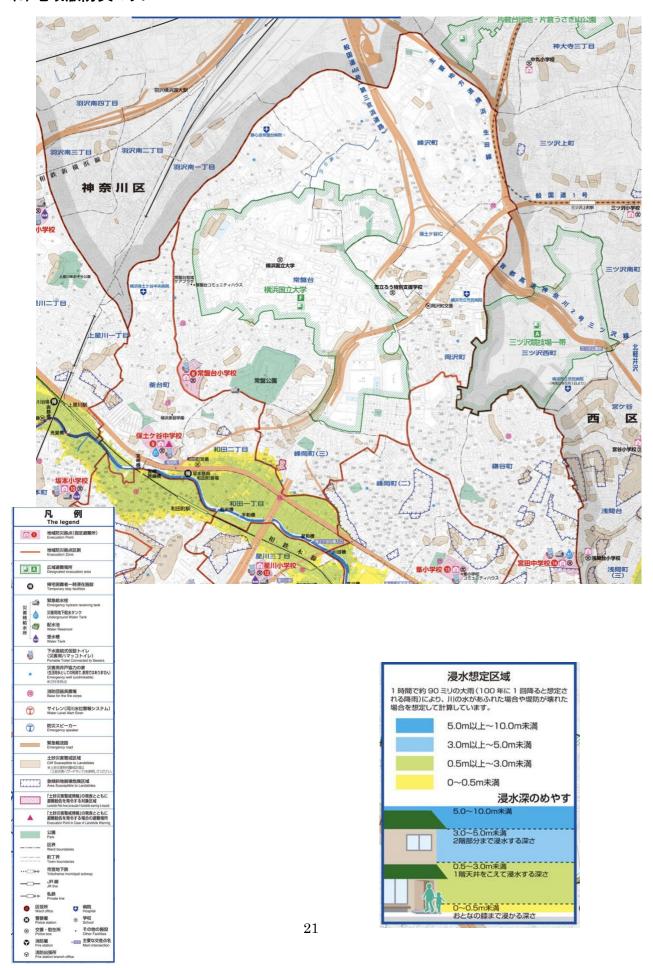
ア 自治会(自主防災会)が保有する防災資機材

名称	物資名	数量	備考
〇〇倉庫	ヘルメット	0	
(住所)	メガホン	0	
000-0-0	リヤカー	0	
	投光器	0	
	発電機	0	

(参考) 資機材の例(目的別)

(多名) 真傲的幻测 (日时加)				
目的	資機材			
①情報報収集•伝達	トランジスターメガホン,携帯用ラジオ,腕章,住宅地図,模造紙,			
	メモ帳、油性マジック 等			
②初期消火	小型動力ポンプ,発電機、消防用ホース,消火器,ヘルメット,水バ			
	ケツ等			
③水防	救命ボート,ブルーシート,シャベル,ツルハシ,スコップ,ロープ,			
	かけや、くい、土のう袋(トレリット)、ゴム手袋 等			
④救出	バール, はしご, のこぎり, スコップ, なた, ジャッキ, ハンマー,			
	ロープ,チェーンソー,小型ウィンチ,防煙・防塵マスク 等			
⑤救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート等			
⑥避難所営協力	リヤカー,発電機,警報器具,投光器,標識板,標識,強力ライト,			
	寝袋 等			
⑦給食・給水	炊飯装置,鍋,こんろ,ガスポンベ,給水タンク 等			
⑧訓練• 啓発	模擬消火訓練装置, 放送機器, 119番 訓練用装置, 組み立て式水槽,			
	煙霧機, 視聴覚機器(ビデオ・映写機等), 住宅用訓練火災警報器等			
9その他	簡易機材倉庫,ビニールシート,携帯電話機用充電器 等			

(6)地域版防災マップ



(7)地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、 市や消防局等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度 実施します。

ア 避難訓練(避難行動要支援者(災害時要援護者)の支援を含む)

- イ 情報収集・伝達訓練
 - ウ 応急訓練
 - 工 給食・給水訓練
 - 才 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(8)資機材, 器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的に実施します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期
消火班	OOOO (OO自治 会)	消火用器具の点検(整備)	地区防災訓練 前
救出•救護班	OOOO (O O 自治 会)	防災資機材・救出用器具の 点検(整備)	地区防災訓練 前
避難誘導班	OOOO (OO管理 会)	避難経路の点検(整備)	毎年度〇月
給食•給水班	OOOO (OO事業 所)	給食・給水器具の点検(整 備)	地区防災訓練 前

(9)避難行動要支援者(災害時要援護者)への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、避難行動要支援者(災害時要援護者)の支援体制を整備します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期(目標)
福祉班	OOOO (OO事業所)	支援体制・方法の検討・整 理	〇〇〇〇年度 まで
		対象者の把握(市から提供)	〇〇〇〇年度 まで
		個別計画の作成完了	〇〇〇〇年度 まで
		定期的な個別計画の見直 し	毎年度

(付録)関連法規

災害対策基本法

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画 に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなけれ ばならない。

横浜市震災対策条例

第3章 市民の責務

(市民の基本的責務)

- 第 7 条 市民は、防災訓練等に積極的に参加し、震災対策に関する知識及び技術の習得に 努めなければならない。
- 2 市民は、その所有し、又は占有する建築物の安全性の向上、食料、飲料水等生活必需品の備蓄その他の震災に備えるための手段を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市民は、市の実施する震災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、相互に連携を図り、自主防災組織に参加する等地域における震災対策の推進に努めなければならない。

横浜市市民まちづくり条例

基本理念)

第3条 市民等は、身近な地域において、健康で文化的な生活を営み、創造的な活動を行うため、この条例の定めるところにより、地域まちづくりに参画する権利及び青務を有する。

- 2 地域まちづくりにおいては、市民等の主体的な取組が尊重されなければならない。
- 3 地域まちづくりは、市民等及び市の信頼、理解及び協力に基づき取り組まれなければならない。

参考文献

災害対策基本法

内閣府「地区防災計画ガイドライン」

横浜市 震災対策条例

横浜市市民まちづくり条例

よこはま地震防災市民憲章熊谷市地区防災計画ガイドライン

形式参考:熊谷市「地区防災計画ガイドライン」